平成２５年（フ）第４０９号
京都府木津川市加茂町里西鳥口75番地　東ハウス102
債務者　中村　孝治
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５３８号
京都市東山区八坂通下河原東入八坂上町357番地
債務者　金剛丸流那
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５４１号
京都市伏見区納所町23　オリオン淀105、住民票上の住所京都市伏見区中島河原田町４番地24
債務者　小原　拓也
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
北海道小樽市新光１丁目21番５号　医療法人北光会朝里中央病院、住民票上の住所北海道小樽市望洋台２丁目27番１号
債務者　相澤喜美江
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月31日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第４３７号
東京都東村山市富士見町３丁目12番地45富士見町マンション102
債務者　比嘉　紀緒
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２７号
栃木県佐野市越名町1286番地
債務者　川辺　　哲
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第４０８号
東京都稲城市若葉台４丁目33番地ビューコート若葉台３―602
債務者　手塚三和子（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月25日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４５３号
東京都町田市玉川学園５丁目23番８号シティハイム玉川学園101
債務者　尾上　亮空
1　決定年月日時　平成25年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第６５８号
福岡市博多区上牟田１丁目６番51号
破産者　エイト工業株式会社
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８６号
北海道恵庭市末広町58番地
破産者　新岡住宅建設株式会社
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４０６号
福島県郡山市並木２丁目４番地12
破産者　株式会社エーエムエー鈴木建設
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
群馬県太田市本町20番17号
破産者　富士トラベル株式会社
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１３７１号
東京都町田市原町田６丁目14番７号萩原ビル102
破産者　大信物産株式会社
1　決定年月日　平成25年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７６号
福岡県直方市古町９番38号
破産者　大坪　文彦
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３２５号
福岡市東区舞松原２―４―２―301、住民票上の住所福岡市東区松田３丁目17番７―508号
破産者　藤木　秀一
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６６２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4209番地２
破産者　平井　征雄
1　決定年月日　平成25年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２号
札幌市北区屯田５条６丁目２番52号
破産者　猪野毛博明
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部